

申請事業主向け

人材確保等支援助成金 (テレワークコース) 疑義解釈集

令和 6 年 4 月
厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

目 次

1. 全般

1-1	過去に人材確保等支援助成金（テレワークコース）を受給したことがあります。その際に申請した取組とは別の取組を対象に申請するのであれば、再度、本助成金を受給できますか。	P 8
1-2	国や地方公共団体による、テレワーク導入に係る助成金を受給したのですが、人材確保等支援助成金（テレワークコース）を受給できますか。	P 8
1-3	当社は、テレワーク実施計画の申請前からテレワーク用通信機器を有しており、実際にテレワークを行っていましたが、テレワーク制度について、就業規則上には何も規定していませんでした。当社が新たにテレワーク制度を就業規則に規定する場合、その費用は助成対象となりますか。	P 8

2. テレワーク実施計画の作成・提出

2-1	当社が中小企業事業主に該当するか否かについて、どのように判断すればよいでしょうか。	P 9
2-2	当社の場合、東京に本社があり、かつ大阪にも事業所があります。また、テレワーク実施対象労働者が大阪事業所のみ在籍しています。この場合、テレワーク実施計画の提出先は、東京本社ではなく大阪事業所の最寄りの労働局でよいでしょうか。	P 9
2-3	テレワーク実施計画を提出してから認定されるまでには、どの程度の日数を要するのでしょうか。	P 9
2-4	評価期間（機器等導入助成）以外の期間においてもテレワークを実施しようと思っていますが、助成金の支給要件との関係で問題ありませんか。	P 9
2-5	当社では、担当業務の性質の違いがあることから、テレワーク実施対象労働者を正社員のみ限定したいと考えていますが、問題はないでしょうか。また、その場合、就業規則において「テレワーク勤務の対象者の範囲は正社員のみとする」と規定することに問題はないでしょうか。	P 10
2-6	当社では、現行の就業規則において、テレワーク勤務の対	P 10

	象者の範囲やテレワーク勤務を行う際の手続等については既に規定済みですが、新たに、テレワークを実施する労働者の労働時間や人事評価について規定したいと考えています。この場合、支給要件の「新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則又は労働協約を整備すること。」を満たすことになりますか。	
2-7	評価期間（機器等導入助成）の開始日及び終了日については、当社が自由に決めてよいのでしょうか。	P 1 0
2-8	テレワーク実施計画に記載する離職率はどのように算出するのでしょうか。	P 1 1
2-9	計画時離職率の算定に当たっては、雇用保険に加入していない者も含めて計算するのでしょうか。それとも、雇用保険に加入している者の離職率を算定すればよいのでしょうか。	P 1 1
2-10	どのような経費が支給対象となるのでしょうか。	P 1 1
2-11	V P Nルータをサテライトオフィスに設置しようと考えています。V P Nルータの購入費用は、支給要領 0303 イ表 1（支給対象となる経費の範囲）に記載があるので、支給対象となると考えていますが、その理解でよいでしょうか。	P 1 1
2-12	テレワークを可能とする取組の実施に要した費用の支払方法に制限はありますか。現金やクレジットカード等で支払ってもよいのでしょうか。	P 1 2
2-13	テレワークを可能とする取組に要する費用は、いつまでに支払う必要がありますか。	P 1 2
2-14	テレワークの新規導入のため、V P Nルータを購入しようと思っています。購入日及び納品日は「機器等導入助成に係る支給申請日」よりも早くなる予定ですが、当社では、社内の経理手続き上、物品を購入した場合、購入した月の翌月末に費用を支払うこととしており、当該V P Nルータの購入費用支払日が、機器等導入助成に係る支給申請の提出日より遅くなる見込みです。こうした場合、V P Nルータ購入費用は助成対象とならないのでしょうか。	P 1 3
2-15	テレワークを可能とする取組に要する費用を分割で支払う場合でも助成対象になりますか。例えば、テレワーク用通信機器等を8万円で購入し、4万円ずつ2回に分割して	P 1 3

	支払う場合で、1回目の支払については「テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日」までに終えるものの、2回目の支払については機器等導入助成に係る支給申請の提出日より後となるような場合、2回目に支払った4万円は支給対象となりますか。	
2-16	テレワーク用通信機器等の導入や労務管理者への研修等、テレワークを可能とする取組は、テレワーク実施計画の認定を待たずに実施してよいでしょうか。また、テレワークを可能とする取組の実施時期に期限はありますか。	P 1 3
2-17	研修等における講師旅費として、経路によらず固定額を申請してもよいでしょうか。	P 1 4
2-18	当社では、テレワーク実施対象労働者数を10人とするよう考えていますが、故障時にも対応できるよう、余裕をみて、15人分のウェブ会議関係機器を購入しておこうと考えています。助成金の申請においては、10人分の機器購入費用のみを申請するつもりですが、そもそも15人分の機器を購入すること自体については、支給要件との関係上、問題ありませんか。	P 1 4
2-19	購入を検討しているヘッドセットは、5台「セット」で販売されています（1台ずつ購入できず、最小購入単位が5台となっています）。他方、当社のテレワーク実施対象労働者は3人です。このような場合、最小購入単位（5台分）の購入費用を計上すべきでしょうか、それとも、テレワーク実施対象労働者数分（3台分）の購入費用を計上すべきでしょうか。	P 1 4
2-20	当社が雇用する労働者ではない者（例えば、自社の役員、業務委託先、派遣社員）が使用するテレワーク用通信機器等の購入費用は、支給対象として認められますか。	P 1 5
2-21	導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば良いでしょうか。	P 1 5
2-22	保守費用は、いつまでの期間にかかる費用が対象ですか。	P 1 6
2-23	本社と支社との間の通信に係るウェブ会議関係機器の購入費用は、助成対象になりますか。なお、支社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。	P 1 6
2-24	サーバ機器を保有していたのですが、サーバ用のOS及びライセンスがないために使用していませんでした。今回、	P 1 6

	サーバ用のOS及びライセンスを購入したのですが、この購入費用は支給対象になるのでしょうか。	
2-25	サテライトオフィスの「利用料」には、入会金や登録料といった、初回のみ発生する費用は含まれますか。	P 1 6
2-26	自社の事業所をサテライトオフィスとして指定して良いのでしょうか。	P 1 6
2-27	カフェ等の飲食店をサテライトオフィスとして指定してよいのでしょうか。	P 1 7
2-28	研修内容について、「テレワークガイドラインを踏まえた内容でないと支給対象外」としているが、どのような内容の研修であれば「ガイドラインを踏まえた」ものと言えますか。	P 1 7
2-29	外部専門家によるコンサルティングを行うことを検討していますが、コンサルタントに資格要件はありますか。社会保険労務士でなければならないのでしょうか。	P 1 7
2-30	派遣労働者をテレワーク実施対象労働者として指定することは可能ですか。	P 1 8
2-31	派遣労働者だけでテレワークをするような場合も助成対象になるのでしょうか。また、あるひとつの事業所のテレワーク実施対象労働者の全員が派遣労働者だとしても、当社全体としてみたときに、テレワーク実施対象労働者のなかに当社が雇用する労働者が1名以上含まれていれば問題ありませんか。	P 1 8
2-32	テレワーク実施計画の認定後、何をする必要がありますか。	P 1 8
2-33	テレワーク実施計画の変更申請は、どのような場合に必要になるのでしょうか。	P 1 9
2-34	当社は既に、テレワーク実施計画の認定を受けました。認定を受けた実施計画では、テレワーク用通信機器等の導入のみを行うものとしていましたが、新たに内容を追加して、労務管理担当者に対する研修も実施することとしたいと考えています。この場合、どのような手続が必要になるのでしょうか。	P 2 0
2-35	テレワーク実施計画が認定されたのですが、業者の在庫の都合により、テレワーク実施計画提出時に添付していた見積書に記載していた機器と「品目は同じだが型番が異な	P 2 0

	る」機器を購入することとなりそうです。この場合、テレワーク実施計画の変更を申請する必要がありますか。	
2-36	変更申請の提出から認定までどの程度の期間を要しますか。	P 2 0
2-37	機器やソフトのテレワークの活用方法が分かる書類とはどのようなものですか。	P 2 0

3. 機器等導入助成

3-1	機器等導入助成の支給申請書は、いつまでに提出する必要がありますか。	P 2 1
3-2	業者から、助成金の助成対象となる通信機器と、助成対象とならない通信機器を同時に購入しました。当社は、これらの購入費用をまとめて支払っており、業者からは、これらの購入費用の総額のみが記載された1枚の領収書が発行されました。領収書には、個々の通信機器の費用内訳が示されていませんが、このような場合、当該領収書を「費用を支出したことが確認できる書類」として添付してよいでしょうか。	P 2 1
3-3	テレワークに関する制度を就業規則に規定する必要があるとのことですが、規定内容を検討するに当たり、参考になる資料はありますか。	P 2 1
3-4	就業規則の「整備」とは何を指しますか。	P 2 2
3-5	対象事業所は、就業規則の策定・届出義務のない、常時使用する労働者が10名未満の事業所であり、これまで、就業規則を作成していませんでした。この場合、機器等導入助成に係る支給申請において、テレワーク勤務制度を策定したことを何によって確認するのでしょうか。	P 2 2
3-6	評価期間（機器等導入助成）における「テレワーク実施対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均」の計算方法を具体的に教えてください。	P 2 2
3-7	経費上限額とは何でしょうか。	P 2 3

4. 目標達成助成

4-1	目標達成助成の支給申請書は、いつまでに提出する必要がありますか。	P 2 4
-----	----------------------------------	-------

4－2	賃金要件を満たすかどうか、どのように判断すればよいのでしょうか。	P 2 4
4－3	評価期間（目標達成助成）でテレワークに取り組む者は、評価期間（機器等導入助成）においてテレワークに取り組んだ者と同一人物でなければいけませんか。	P 2 4

1. 全般

1－1 過去に人材確保等支援助成金（テレワークコース）を受給したことがあります。その際に申請した取組とは別の取組を対象に申請するのであれば、再度、本助成金を受給できますか。

支給要領 0301 のホのとおり、過去に本助成金の計画認定を受けている場合には受給することはできません。

ただし、過去のテレワーク実施計画認定後、当該計画に基づく助成金の支給を受けておらず、今後当該計画に基づき支給申請の可能性がない場合は受給可能となります。

1－2 国や地方公共団体による、テレワーク導入に係る助成金を受給したのですが、人材確保等支援助成金（テレワークコース）を受給できますか。

国や地方公共団体によるテレワーク導入に係る助成金を受給していた場合でも、本助成金の申請は可能です。ただし、支給要領 0303 ロ(ウ)のとおり、既に他の助成金を受給している経費または他の助成金を受給しようとしている経費については、本助成金を受給できません。

なお、実施計画提出日時点で、就業規則等にテレワーク勤務に関する制度が規定されていないことが前提となりますのでご注意ください。

1－3 当社は、テレワーク実施計画の申請前からテレワーク用通信機器を有しており、実際にテレワークを行っていましたが、テレワーク制度について、就業規則上には何も規定していませんでした。当社が新たにテレワーク制度を就業規則に規定する場合、その費用は助成対象となりますか。

支給要領 0201 ハのテレワーク勤務を試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主であれば、新たに整備される就業規則に係る費用は助成対象となります。

ただし、既に全ての労働者を対象にテレワークを実施している場合や実施していた場合には、「試行的」とは見なすことができないため、本助成金を受給することはできません。

2. テレワーク実施計画の作成・提出

2-1 当社が中小企業事業主に該当するか否かについて、どのように判断すればよいでしょうか。

中小企業事業主に該当するか否かについては、共通要領 0502 に規定のとおり、事業主の資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により判定することとなります。詳細については、共通要領 0202 及び 0502 を御参照ください。

2-2 当社の場合、東京に本社があり、かつ大阪にも事業所があります。また、テレワーク実施対象労働者が大阪事業所のみに在籍しています。この場合、テレワーク実施計画の提出先は、東京本社ではなく大阪事業所の最寄りの労働局でよいでしょうか。

テレワーク実施計画は、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局長宛に提出することとしているため、御照会の例では、東京労働局長宛に提出いただくこととなります。

2-3 テレワーク実施計画を提出してから認定されるまでには、どの程度の日数を要するのでしょうか。

概ね 1 か月程度を見込みますが、申請状況によりさらに時間を要する場合もあります。必要に応じて、申請先となる労働局（事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局）に照会し、処理期間の目安について確認してください。

2-4 評価期間（機器等導入助成）以外の期間においてもテレワークを実施しようと思っていますが、助成金の支給要件との関係で問題ありませんか。

問題ありません。支給要領 0201 トのとおり、評価期間とは、支給要領 0301 に定める機器等導入助成の支給及び支給要領 0302 に定める目標達成助成の支給に当たり、テレワーク勤務に係る実績を評価する期間をいうものです。評価期間（機器等導入助成）以外の期間においてテレワークを実施することを妨げるものではありません。

2-5 当社では、担当業務の性質の違いがあることから、テレワーク実施対象労働者を正社員のみに限定したいと考えていますが、問題はないでしょうか。また、その場合、就業規則において「テレワーク勤務の対象者の範囲は正社員のみとする」と規定することに問題はないでしょうか。

本助成金におけるテレワーク実施計画において指定する労働者については、雇用形態の要件はありません。

しかしながら、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）により禁止されており、雇用形態のみを理由にテレワークの対象から除外することは、これらの法律に違反する可能性があります。支給要領 0301 ニのとおり、テレワークガイドラインの記載のように、自社のテレワーク制度におけるテレワーク実施対象者の選定については、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう、十分留意することが必要です。

このため、正社員以外の労働者についても、担当業務のプロセスを見直すなどにより、テレワーク実施対象労働者となるよう検討をお願いします。

2-6 当社では、現行の就業規則において、テレワーク勤務の対象者の範囲やテレワーク勤務を行う際の手続等については既に規定済みですが、新たに、テレワークを実施する労働者の労働時間や人事評価について規定したいと考えています。この場合、支給要件の「新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則又は労働協約を整備すること。」を満たすことになりますか。

御照会の例は本助成金の支給対象外となります。詳しくは支給要領 0301 ニを御参照ください。

2-7 評価期間（機器等導入助成）の開始日及び終了日については、当社が自由に決めてよいのでしょうか。

評価期間（機器等導入助成）の開始日及び終了日のいずれも、テレワーク実施計画の認定日以降、テレワーク実施計画の認定日から起算して6か月が経過する日までに設定されるものであれば、貴社にて任意に設定いただいて構いません。

2-8 テレワーク実施計画に記載する離職率はどのように算出するのでしょうか。

離職率には「計画時離職率」と「評価時離職率」の2種類があり、テレワーク実施計画には「計画時離職率」を記載いただくことになります。具体的な算出方法については支給要領 0201 リ又は申請マニュアルを参照してください。

2-9 計画時離職率の算定に当たっては、雇用保険に加入していない者も含めて計算するのでしょうか。それとも、雇用保険に加入している者の離職率を算定すればよいのでしょうか。

雇用保険に加入されていない労働者の方（貴社が直接雇用する労働者の方に限ります）を含めて計算してください。

なお、計画時離職率は、「対象事業所における、テレワーク実施計画提出日の12か月前の日の属する月の初日から当該計画提出日の属する月の前月末までの期間に離職した労働者数」を、「対象事業所における、テレワーク実施計画提出日の12か月前の日の属する月の初日における労働者数」で除して100を乗じて得ることとなります。詳しくは、支給要領 0201 リ及び申請マニュアルを参照してください。

2-10 どのような経費が支給対象となるのでしょうか。

支給要領 0303 イ表1に定めのあるものが支給対象となり、定めのないものについては支給対象外となります。

なお、支給要領 0303 イ表1に定めのあるものであっても、同 0303 ロに該当する経費であると都道府県労働局長が判断する場合は支給対象としませんので、十分留意ください。

2-11 V P Nルータをサテライトオフィスに設置しようと考えています。V P Nルータの購入費用は、支給要領0303イ表1（支給対象となる経費の範囲）に記載があるので、支給対象となると考えていますが、その理解でよいのでしょうか。

V P Nルータの購入費用は、支給要領 0303 イ（支給対象となる経費の範囲）に該当する経費ですが、同 0303 ロに該当する経費であると事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局長が判断する場合は支給対

象となりません。

VPNルータをサテライトオフィスに設置することを検討されているのですが、支給要領 0303 ロ(ロ)において、「サテライトオフィスに設置する機器等の購入費用」は支給対象とならないことを定めていますので、御照会の例では、支給対象となりません。

2-12 テレワークを可能とする取組の実施に要した費用の支払方法に制限はありますか。現金やクレジットカード等で支払ってもよいのでしょうか。

支給要領 0504 ロのとおり、支払は原則として銀行振込によるものとしています。

※ クレジットカード、小切手、約束手形等による支払いの場合、支給要領 0501 に定める申請書提出日までに口座引き落としがなされたことが確認できるものに限ります。

また、電子マネーによる支払の場合、振込や引落とし等、実際に商品代金や役務の対価の全額が支払われた日が、計画認定日以降、支給申請書提出日までの間にあることが提出資料等から客観的に分かる場合には、支給対象とします。なお、第三者型前払式支払手段に該当する電子マネー（チャージ型、プリペイド型）の場合は、助成対象として申請している当該商品の購入等の費用そのものについて、銀行口座からの引落としが確認できず、支払の時点が不明確ですので、原則として支給対象外とします。

2-13 テレワークを可能とする取組に要する費用は、いつまでに支払う必要がありますか。

支給要領 0504 ロのとおり、テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までに支払が完了した費用が助成対象となります。テレワーク実施計画の認定日より前や、機器等導入助成に係る支給申請の提出日より後に支払った費用は助成対象となりませんので、申請に当たり十分に留意してください。

2-14 テレワークの新規導入のため、VPNルータを購入しようと思っています。購入日及び納品日は「機器等導入助成に係る支給申請日」よりも早くな

る予定ですが、当社では、社内の経理手続き上、物品を購入した場合、購入した月の翌月末に費用を支払うこととしており、当該VPNルータの購入費用支払日が、機器等導入助成に係る支給申請の提出日より遅くなる見込みです。こうした場合、VPNルータ購入費用は助成対象とならないのでしょうか。

支給要領 0504 ロのとおり、テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までに支払が完了した費用のみが助成対象となります。

御照会の事例では、VPNルータの購入費用の支払日が機器等導入助成に係る支給申請の提出日より遅くなるとのことですので、支給対象外となります。

2-15 テレワークを可能とする取組に要する費用を分割で支払う場合でも助成対象になりますか。例えば、テレワーク用通信機器等を8万円で購入し、4万円ずつ2回に分割して支払う場合で、1回目の支払については「テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日」までに終えるものの、2回目の支払については機器等導入助成に係る支給申請の提出日より後となるような場合、2回目に支払った4万円は支給対象となりますか。

支給要領 0504 ロのとおり、分割による支払のため、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までに支払が完了しない場合は、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までの支払をもって、支払が完了したものとみなします。

したがって、御照会の例では、1回目に支払った4万円のみを助成対象として計上することができます。

2-16 テレワーク用通信機器等の導入や労務管理者への研修等、テレワークを可能とする取組は、テレワーク実施計画の認定を待たずに実施してよいでしょうか。また、テレワークを可能とする取組の実施時期に期限はありますか。

支給要領 0504 ロのとおり、助成対象となる費用は、テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までに実施（テレワーク通信機器等の導入・運用にあつては機器の購入および納品、その他の取組にあつては取組の実施）が完了した取組に係る費用であつて、テレワーク実施計画の認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請の提出日までに支払が完了したものに限り、こととしています。

したがって、テレワーク実施計画の認定日より前や、機器等導入助成に係る

支給申請の提出日より後に実施した取組に要する費用は助成対象となりますので、十分に注意してください。

2-17 研修等における講師旅費として、経路によらず固定額を申請してもよいでしょうか。

社内規定に基づき最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費を申請してください。社内規定がない場合、実費相当額を算出のうえ申請してください。

2-18 当社では、テレワーク実施対象労働者数を10人とするよう考えていますが、故障時にも対応できるよう、余裕をみて、15人分のウェブ会議関係機器を購入しておこうと考えています。助成金の申請においては、10人分の機器購入費用のみを申請するつもりですが、そもそも15人分の機器を購入すること自体については、支給要件との関係上、問題ありませんか。

御照会の例において、15人分の機器を購入したとしても、10人分の機器購入費用のみを申請するのであれば、本助成金の支給要件との関係では問題ありません。

他方、支給要領 0303 ロにおいて、「(リ)テレワークを行う上での必要性、金額の経済的合理性が確認できない費用」、「(フ)『テレワーク用通信機器等の導入・運用』に係る費用で、テレワーク実施対象労働者が使用することのないテレワーク用通信機器等の導入・運用に係る費用」、「(ソ)テレワーク実施対象労働者数に応じて金額が変動する場合において、テレワーク実施対象労働者数に対応する金額を超える費用」については支給対象としないと定めていますので、仮に、15人分の機器購入費用を計上したとしても、支給対象となるのは10人分となります。

2-19 購入を検討しているヘッドセットは、5台「セット」で販売されています（1台ずつ購入できず、最小購入単位が5台となっています）。他方、当社のテレワーク実施対象労働者は3人です。このような場合、最小購入単位（5台分）の購入費用を計上すべきでしょうか、それとも、テレワーク実施対象労働者数分（3台分）の購入費用を計上すべきでしょうか。

御照会の例では、テレワーク実施対象労働者数分（3台分）の購入費用を計上いただくことになります。

テレワークを行うに当たり、ヘッドセットは1人当たり1台を使用すること

が一般的であると考えられますので、御照会の例において、テレワーク実施対象労働者は3人とのことです。最小購入単位の5台のうち2台については、テレワーク実施対象労働者が使用しないものと考えられます。

この点、支給要領 0303 ロ(7)のとおり、テレワーク実施対象労働者が使用しない当該2台分の購入費用については支給対象としないこととなります。支給対象となる3台分の購入費用を按分して算出のうえ、計上してください。

なお、同 0303 ロ(8)のとおり、人数による按分ができず支給対象となる経費が確認できない場合は、支給対象外となります。

2-20 当社が雇用する労働者ではない者（例えば、自社の役員、業務委託先、派遣社員）が使用するテレワーク用通信機器等の購入費用は、支給対象として認められますか。

支給要領 0303 ロ(7)のとおり、「テレワーク用通信機器等の導入・運用」に係る費用で、テレワーク実施対象労働者が使用することのないテレワーク用通信機器等の導入・運用に係る費用については支給対象外としています。

この点、支給要領 0201 ニのとおり、自社の役員や業務委託先については、そもそもテレワーク実施対象労働者として指定することができません。よって、そうした方々が使用するテレワーク用通信機器等の購入費用は支給対象となりません。

他方、自社に派遣されている派遣社員はテレワーク実施対象労働者になり得ます。テレワーク実施対象労働者として指定された派遣社員が使用するテレワーク用通信機器等の購入費用は支給対象となります。

2-21 導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば良いでしょうか。

まずは支給要領 0303 イに記載がある費用であること、かつ同 0303 ロに該当しない費用であることを十分に確認してください（テレワーク用通信機器等については、必要に応じて、販売元にも確認してください）。

そのうえで不明な点があれば、申請予定の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）宛に照会してください。

2-22 保守費用は、いつまでの期間にかかる費用が対象ですか。

保守の対象期間に制限はありません。テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成に係る支給申請書提出日までに実施及び支払いが完了した費用について、上限額の範囲内で、支給対象経費として計上することができます。

2-23 本社と支社との間の通信に係るウェブ会議関係機器の購入費用は、助成対象になりますか。なお、支社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。

支給要領 0303 ロ (へ) のとおり、事業所間の通信に係る費用は助成対象とはなりません。

2-24 サーバ機器を保有していたのですが、サーバ用のOS及びライセンスがないために使用していませんでした。今回、サーバ用のOS及びライセンスを購入したのですが、この購入費用は支給対象になるのでしょうか。

支給要領 0303 イ表 1 の「サーバ機器」のとおり、物理サーバを購入しない場合、サーバ本体に導入する OS といったサーバに付随する機器等は支給対象とはなりません。

御照会の例では、サーバ機器を既に有しており、物理サーバを購入されていないため、サーバ用の OS 及びライセンスの購入費用は支給対象となりません。

2-25 サテライトオフィスの「利用料」には、入会金や登録料といった、初回のみ発生する費用は含まれますか。

入会金や登録料など、支払わなければサテライトオフィスを利用できない費用に限り、助成対象となります(サービスをさらに充実させるための付加的な費用のように、支払わなくともサテライトオフィスを利用できるものについては支給対象外となります)。

なお、当該入会金等の費用を含めた上限額が 30 万円であること、また、支給要領 0303 ロ(リ)のとおり、テレワークを行う上での必要性や経済的合理性が確認できない費用については支給対象外となることには十分留意してください。

2-26 自社の事業所をサテライトオフィスとして指定して良いでしょうか。

支給要領 0201 ロの定義に当てはまるのであれば、自社の事業所をサテライトオフィスとして指定することも可能です。

なお、支給要領 0303 ロ(イ)及び(ロ)のとおり、自社のサテライトオフィスとし

で利用する物件の賃料等及びサテライトオフィスに設置する機器等の購入費用は支給対象とならないことには留意してください。

2-27 カフェ等の飲食店をサテライトオフィスとして指定してよいでしょうか。

当該飲食店が、支給要領 0201 ロの定義に当てはまるか否かを個別に判断することとなります。一般に、飲食店は事務所ではなく、また、飲食店においてテレワークを行うために必要な設備が予め備えられているとは考えにくいこと等から、対象外となることが想定されます。

2-28 研修内容について、「テレワークガイドラインを踏まえた内容でないと支給対象外」としているが、どのような内容の研修であれば「ガイドラインを踏まえた」ものと言えますか。

例えば、「テレワークガイドラインの記載内容について説明した」「テレワークガイドラインの記載内容と自社の制度内容を照らし合わせながら労務管理者や労働者が留意すべき事項について説明した」といったことが確認できれば、テレワークガイドラインを踏まえたものということができます。

他方、テレワークガイドラインに沿わない内容や、ガイドラインとは無関係の内容のみを実施した場合、テレワークガイドラインを踏まえたものということはありません。この点、機器等導入助成に係る支給申請時に提出される実施報告書の内容により判断することとなります。

2-29 外部専門家によるコンサルティングを行うことを検討していますが、コンサルタントに資格要件はありますか。社会保険労務士でなければならないのでしょうか。

外部専門家によるコンサルティングの実施者については、社会保険労務士などの有資格者に限定していませんが、テレワークの導入・実施に係る専門知識が求められますので、実際には、社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等がコンサルティングを行うことが多いものと想定しています。

2-30 派遣労働者をテレワーク実施対象労働者として指定することは可能

ですか。

支給要領0201ニに記載のとおり、テレワーク実施対象労働者とは、事業主が、テレワークを実施する者としてテレワーク実施計画において指定する労働者であり、対象事業所を派遣先とする派遣労働者をテレワーク実施対象労働者として指定しても差し支えありません。ただし、テレワーク実施対象労働者のうち1名以上は当該事業主が直接雇用する労働者である必要があることには留意してください。

なお、派遣労働者について、派遣元事業主が同時期に当該派遣労働者をテレワーク実施対象労働者として、同一措置について本助成金を受給する場合は、当該派遣労働者をテレワーク実施対象労働者に指定できません。

2-31 派遣労働者だけでテレワークをするような場合も助成対象になるのでしょうか。また、あるひとつの事業所のテレワーク実施対象労働者の全員が派遣労働者だとしても、当社全体としてみたときに、テレワーク実施対象労働者のなかに当社が雇用する労働者が1名以上含まれていれば問題ありませんか。

支給要領 0201 ニに記載のとおり、テレワーク実施対象労働者のうち1名以上は事業主に直接雇用される者を指定しなければならないこととしていますので、テレワーク実施対象労働者の全員が派遣労働者である場合は助成対象になりません。

この点が事業所単位ではなく事業主単位で満たされていればよく、御照会の例では、対象事業所のいずれかにおけるテレワーク実施対象労働者に、事業主が直接雇用する労働者が1名以上含まれていれば問題ありません。

2-32 テレワーク実施計画の認定後、何をする必要がありますか。

以下の取組・手続を行ってください。

- ・ 認定されたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組を実施する（計画認定日から起算して7か月以内）。
- ・ 評価期間（機器等導入助成）を設定し、テレワーク実施対象労働者が当該期間にテレワークを実施する。（計画認定日から起算して6か月以内で事業主が「評価期間（機器等導入助成）」として設定した3か月間）
- ・ 就業規則等の整備（計画認定日から起算して7か月以内）
- ・ 人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）支給申請書

(様式第5号)を作成し、支給要領 0502 に記載の添付書類を添えて管轄労働局長に対して支給申請する。(計画認定日から起算して7か月以内)

なお、所定の期間内に支給申請を行わなかった事業主は、認定実施計画書における受給資格に係る支給申請を行うことができないため、十分留意してください。

2-33 テレワーク実施計画の変更申請は、どのような場合に必要になるのでしょうか。

支給要領 0406 に記載のとおり、認定を受けたテレワーク実施計画の記載事項等に、以下(イ)から(ト)に該当する変更が生じたときに必要となります(その他の変更については、テレワーク実施計画の変更を要しません)。

- (イ) 評価期間(機器等導入助成)を変更する場合で、変更後の評価期間(機器等導入助成)の終了日が、変更前の計画の計画認定日から起算して6か月が経過した日以降となる変更である場合
- (ロ) テレワークを可能とする取組の実施予定日を変更する場合で、変更後の取組の実施予定日が、変更前の計画の計画認定日から起算して7か月が経過した日以降となる変更である場合
- (ハ) テレワークを可能とする取組を追加又は変更する場合
- (ニ) 同一の取組において品目を変更する場合
- (ホ) 同一の取組において品目数、品目ごとの数量、経費額を増加させる変更である場合
- (ヘ) 対象事業所を変更する場合(テレワーク実施対象労働者の所属する事業所が変更となった場合)
- (ト) テレワーク実施対象労働者を変更する場合

なお、テレワーク実施計画の変更を申請する場合、テレワーク実施計画変更書の認定日以降、機器等導入助成の支給申請書提出日までに実施し、かつ支払を完了した費用のみが助成対象となることに留意してください(変更した取組だけでなく、全ての取組について、「テレワーク実施計画変更書の認定日以降、機器等導入助成の支給申請書提出日までに実施し、かつ支払を完了した取組に要した費用」のみが助成対象となります)。

2-34 当社は既に、テレワーク実施計画の認定を受けました。認定を受けた

実施計画では、テレワーク用通信機器等の導入のみを行うものとしていましたが、新たに内容を追加して、労務管理担当者に対する研修も実施することとしたいと考えています。この場合、どのような手続が必要になるのでしょうか。

新たに取組を追加する変更は支給要領 0406 イ(ハ)に該当しますので、人材確保等支援助成金（テレワークコース）テレワーク実施計画変更書（様式第1号）を作成し、支給要領 0406 ハの提出期限までに管轄労働局長に提出のうえ変更の認定を受けてください。

2-35 テレワーク実施計画が認定されたのですが、業者の在庫の都合により、テレワーク実施計画提出時に添付していた見積書に記載していた機器と「品目は同じだが型番が異なる」機器を購入することとなりそうです。この場合、テレワーク実施計画の変更を申請する必要がありますか。

御照会のように、「同じ品目であるが型番が異なる」機器を購入する場合は、認定されたテレワーク実施計画書に添付していた見積書に記載された見積額・数量を超えなければ、テレワーク実施計画の変更を申請する必要はありません。その他、どのような場合に変更申請が必要となるかについては、支給要領 0406 イを御参照ください。

2-36 変更申請の提出から認定までどの程度の期間を要しますか。

概ね1か月程度を見込みますが、申請状況により長期間を要する場合もあります。必要に応じて、申請先となる労働局（事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局）に対し、処理期間の目安について確認してください。

2-37 機器やソフトのテレワークの活用方法が分かる書類とはどのようなものですか。

どのようなシステム構成のもとでテレワークを行うのかが図示されているものであれば、様式は問いません。厚生労働省ホームページにおいて例示していますので、確認してください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00010.html

3. 機器等導入助成

3-1 機器等導入助成の支給申請書は、いつまでに提出する必要がありますか。

機器導入助成の支給申請書は、計画認定日から起算して 7 か月以内に提出いただく必要があります。期限を超過した申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

なお、支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 34 年法律第 178 号に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなすこととなります。

郵送等にて提出する場合は、申請先へ書類が到着した日が提出日となりますのでご注意ください。

3-2 業者から、助成金の助成対象となる通信機器と、助成対象とならない通信機器を同時に購入しました。当社は、これらの購入費用をまとめて支払っており、業者からは、これらの購入費用の総額のみが記載された 1 枚の領収書が発行されました。領収書には、個々の通信機器の費用内訳が示されていませんが、このような場合、当該領収書を「費用を支出したことが確認できる書類」として添付してよいでしょうか。

対象となる経費の内訳が記載されていなければ、費用を支出したことが確認できる書類とはなりません。御照会の例では、対象となる経費の内訳が分かる書類を発行いただけるよう、業者と調整してください。

3-3 テレワークに関する制度を就業規則に規定する必要があるとのことですが、規定内容を検討するに当たり、参考になる資料はありますか。

規定内容の検討にあたっては、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和 3 年 3 月厚生労働省）を十分に参照してください。また、特にセキュリティ面での留意点等について、「テレワークセキュリティガイドライン」（平成 30 年 4 月総務省）を併せて参照してください。

規定が必要な項目の具体的な内容等については、支給要領 0301 ハを参照してください。

【テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

【テレワークセキュリティガイドライン】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

3-4 就業規則の「整備」とは何を指しますか。

本助成金において、就業規則の「整備」とは、就業規則の作成・変更、従業員への周知、労働基準監督署への届出（ただし届出が必要な事業主のみ）等、就業規則の施行に向けた一連の手続きを指します。

なお、労働基準監督署に届け出た就業規則は評価期間（目標達成助成）開始日の前日までに施行されていることが必要である点に留意してください。

3-5 対象事業所は、就業規則の策定・届出義務のない、常時使用する労働者が10名未満の事業所であり、これまで、就業規則を作成していませんでした。この場合、機器等導入助成に係る支給申請において、テレワーク勤務制度を策定したことを何によって確認するのでしょうか。

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、テレワーク勤務制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（社内への周知日が確認できるもの。例：明文化された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配布等により周知した場合、日付があるもの（メール送信、回覧の場合は全労働者に送信・回覧（回覧の確認がある等）されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知したことが実質的に分かるもの）や労働者代表の氏名及び周知日が確認できる申立書等）を提出してください。

3-6 評価期間（機器等導入助成）における「テレワーク実施対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均」の計算方法を具体的に教えてください。

評価期間（機器等導入助成）における「テレワーク実施対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均」の計算方法は以下のとおりです。

- A：評価期間（機器等導入助成）中のテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施回数の合計
- B：評価期間（機器等導入助成）の日数合計
- C：テレワーク実施対象労働者数

$$\frac{\text{テレワーク実施対象労働者の
テレワーク実施回数の
週間平均}}{1} = \frac{(A \div C)}{(B \div 7)}$$

この値が 1.0 以上であれば、「テレワーク実施対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均が 1 回以上」であることとなります。

3-7 経費上限額とは何でしょうか。

各経費には上限額が設けられており、各機器の上限を上回った金額の機器を購入したとしても、上限の範囲内で助成対象となります。なお、支給金額は、助成対象経費に、助成割合をかけた金額となります。

各機器の経費上限額については、支給要領 0303 イ表 1 をご覧ください。

(例) サーバ機器を購入する場合 (※経費上限額は 55 万円)

・ 40 万円のサーバ機器を購入

⇒機器等導入助成 (50%) : 20 万円支給 (40 万 × 50%)

⇒目標達成助成 (最大 25%) : 10 万円支給 (40 万 × 25%)

合計 : 最大 30 万円支給

・ 70 万円のサーバ機器を購入

⇒機器等導入助成 (50%) : 27 万 5000 円支給 (55 万 × 50%)

⇒目標達成助成 (最大 25%) : 13 万 7500 円支給 (55 万 × 25%)

合計 : 最大 41 万 2500 円支給

4. 目標達成助成

4-1 目標達成助成の支給申請書は、いつまでに提出する必要がありますか。

評価時離職率算定期間（※）の末日の翌日から起算して1か月以内に提出してください。期限を超過した申請は受け付けられないので、十分に注意してください。

なお、目標達成助成の支給申請に当たっては、支給申請書のほか、支給要領0506の添付書類が必要となります。

※ 評価時離職率算定期間とは、評価期間（機器等導入助成）の末日の翌日から起算して12か月を経過する日までの期間をいいます。

4-2 賃金要件を満たすかどうか、どのように判断すればよいのでしょうか。

テレワーク実施対象労働者の毎月決まって支払われる賃金（以下「賃金」という。）について、評価期間（機器等導入助成）の開始日から起算して1年以内に、5%以上増加させている必要があります。

賃金が5%以上増加していることについては、改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較し、全てのテレワーク実施対象労働者（支給要領0406ハの実施計画変更書の提出期限後に退職等により改定前後3か月間の賃金総額の比較が困難な者については除く。）の賃金が5%以上増加していることにより判断することになります。

詳細については、支給要領0201ヌ、ル、0302へをご確認ください。

4-3 評価期間（目標達成助成）でテレワークに取り組む者は、評価期間（機器等導入助成）においてテレワークに取り組んだ者と同一人物でなければいけませんか。

評価期間（目標達成助成）においてテレワークに取り組んでいただく方は、評価期間（機器等導入助成）においてテレワークに取り組まれた方と同一である必要はありません。

なお、評価期間（目標達成助成）においてテレワークに取り組んでいただく方は、対象事業所（テレワーク実施計画提出日時点において、テレワーク実施対象労働者が所属する事業所）に所属する労働者である必要があることに留意して

ください。

以 上